

高松市小・中学校区一覧表

(平成30年6月28日現在)

小学校	校区内町名番地	中学校
新番丁	瀬戸内町、扇町一丁目、扇町二丁目 扇町三丁目、新北町 浜ノ町、昭和町一丁目（亀阜小学校区を除く） 昭和町二丁目（亀阜小学校区を除く）、幸町（2番1号を除く） 錦町一丁目、錦町二丁目、 番町一丁目、番町二丁目、番町三丁目 番町四丁目1番3号、2番～8番 サンポート 南新町、亀井町、田町、 玉藻町、丸の内1番～11番、 内町1番～3番、6番、7番、 寿町一丁目・二丁目、西の丸町、西内町、丸亀町、兵庫町、 古新町、磨屋町、紺屋町、鍛冶屋町	紫雲 注1
亀阜	天神前、宮脇町一丁目・二丁目、西宝町一丁目～三丁目、亀岡町、 中央町、中新町、旅籠町、藤塚町一丁目1番、中野町、 茜町、西町、峰山町、 鶴市町1701番～1768番、 番町四丁目1番10号、9番～15番、番町五丁目、 昭和町一丁目12番4～15号、13番4～19号、14番3～17号、 昭和町二丁目13番1、3～5号、16番、幸町2番1号、紫雲町	紫雲
栗林	藤塚町一丁目（1番除く）、藤塚町二丁目、栗林町一丁目～三丁目 桜町一丁目・二丁目、楠上町一丁目・二丁目、花ノ宮町一丁目～三丁目 室町、室新町、上之町一丁目～三丁目、今里町一丁目（1～7、436、 437、439～442、480、482、485、488～494、496～500、502、521、523～ 534、538～540番地）、藤塚町	桜町
花園	常磐町二丁目、観光通一丁目・二丁目、塩上町、塩上町一丁目8番 多賀町一丁目・二丁目、多賀町三丁目（高松第一小学校区を除く） 観光町（高松第一小学校区を除く）、東田町、上福岡町 藤塚町三丁目、花園町一丁目～三丁目	玉藻
高松第一	観光町503番地（13～16、18）、505番地（1、5～7、9）、509番地1、 510番地～538番地、539番地（1、5）、松島町 福岡町一丁目～四丁目、松福町一丁目～二丁目 多賀町三丁目1番～6番、8番～12番、16番、松島町一丁目～三丁目 御坊町、福田町、古馬場町、塩屋町、築地町、 瓦町一丁目・二丁目、常磐町一丁目、八坂町 塩上町一丁目1番～7番、塩上町二丁目・三丁目 北浜町、本町、丸の内12番、13番、内町4番、5番、片原町、 百間町、大工町、今新町、鶴屋町、通町、 東浜町一丁目、城東町一丁目・二丁目、井口町、末広町、 朝日町一丁目～六丁目、朝日新町	高松第一 注2

高松市小・中学校区一覧表

(平成30年6月28日現在)

小学校	校区内町名番地	中学校
鶴尾	東ハゼ町、西ハゼ町、紙町、上天神町、松並町、西春日町、田村町、勅使町(14番地を除く)	鶴尾 注4
太田	今里町、今里町一丁目(栗林小学校区を除く)、伏石町987番地~1044番地、1296番地~1429番地、1499番地、1515番地~1620番地、2001番地~2054番地、三条町61番地~71番地、314番地~526番地、533番地~676番地、694番地3	桜町
	伏石町707番地~743番地、838番地2・6、839番地2・4、842番地~985番地、1045番地~1088番地、2055番地~2077番地、2087番地~2090番地、2108番地~2112番地、2124番地~2127番地、三条町14番地~60番地、72番地~313番地、527番地1、528番地、531番地、532番地、太田下町(太田南小学校区を除く)	太田
木太	木太町(中央・木太南・木太北部小学校区を除く)	玉藻
古高松	高松町(古高松南小学校区を除く)	古高松
屋島	屋島中町、屋島東町(屋島東小学校区を除く)、屋島西町(屋島西小学校区を除く)	屋島
前田	前田西町(古高松南小学校区を除く)、前田東町、亀田町	協和
川添	元山町、東山崎町、下田井町、六条町(156番地、157番地、201番地、202番地)	
林	六条町(川添小学校区を除く)、林町、上林町(多肥小学校区を除く)	
三溪	三谷町	龍雲
仏生山	仏生山町、多肥上町(2137番地~2371番地)	
香西	香西本町、香西東町(598番地を除く)、香西西町、香西南町、香西北町(下笠居小学校区を除く)、鬼無町(是竹292番地~354番地、357番地)	勝賀
一宮	一宮町、三名町、寺井町、鹿角町、成合町(檀紙小学校区を除く)	一宮
多肥	多肥下町、多肥上町(仏生山小学校区を除く)、出作町、上林町(776番地~860番地、953番地~991番地)	龍雲

高松市小・中学校区一覧表

(平成30年6月28日現在)

小 学 校	校 区 内 町 名 番 地	中 学 校
川 岡	岡本町、 川部町	香 東
円 座	西山崎町、 円座町、 中間町 (1番地～90番地)	
檀 紙	檀紙町、 御厩町、 中間町 (円座小学校区を除く)、 成合町 (1番地～444番地1、476番地、480番地1、2)、 勅使町14番地	
弦 打	郷東町、 鶴市町 (亀阜小学校区を除く)、 飯田町、 香西東町 (598番地)	勝 賀
鬼 無	鬼無町 (香西小学校区を除く)	
下 笠 居	中山町、 植松町、 生島町、 亀水町、 神在川窪町、 香西北町 (661番地1、662番地～724番地)	下 笠 居
女 木	女木町	高松第一
男 木	男木町	男 木
川 島	川島本町、 川島東町、 由良町、 池田町 (1番地～663番地、1192番地～1201番地、1271番地～1363番地)	山 田
十 河	十川東町、 十川西町、 亀田南町、 小村町	
植 田	西植田町、 池田町 (川島小学校区を除く)	
東 植 田	東植田町、 菅沢町 (分校)	
中 央	今里町二丁目、 松縄町、 伏石町2078番地～2086番地、2091番地～2107番地、2113番地～2123番地、 2128番地～2180番地、 木太町5004番地～5116番地	木 太
太 田 南	太田上町、 太田下町1332番地1～1407番地、1622番地～2350番地、2361番地～2454番 地3、2454番地7・8、2471番地2・3、2471番地5～2472番地、2593番地1～ 2603番地、2634番地～2769番地、3001番地～3041番地、 三条町1番地～13番地2	太 田

高松市小・中学校区一覧表

(平成30年6月28日現在)

小学校	校区内町名番地	中学校
木太南	木太町357番地1、360番地、361番地2、365番地2、9、410番地1、411番地～416番地6、419番地、420番地1、2、421番地1、424番地～430番地、435番地～490番地1、492番地4、493番地～496番地、497番地5、10、498番地1、8～11、13、499番地～501番地1、3、5、8、502番地～882番地、1001番地～1002番地、1003番地3、1011番地～1013番地、1014番地3、1047番地3～5、1048番地～1097番地、1107番地～1539番地1、1539番地5～1608番地1、1609番地1、4、6、7、1609番地9～11、1610番地3、1612番地～1618番地1、1627番地3、1628番地1、3、1629番地1、4、1632番地1、1633番地3、1634番地3、1671番地1、7、1683番地1、5～7、9、1684番地3、1685番地、1686番地～1688番地1、1688番地8、9、1689番地1、1690番地1、4、1696番地1、1697番地1、3、4、1699番地～1769番地、1770番地3、1772番地、1774番地1、4～17、1775番地1、4、6～8、10～14、16～23、25、1776番地～1809番地3、1810番地1、1811番地3、1814番地1、5、6、8、9、1815番地1、4～6、9～11、3916番地3、5、3918番地1、5、3919番地～3920番地1、3921番地、3922番地1～4、3923番地2、3、3924番地1～15、3925番地1、3926番地4、3927番地～3929番地1、3930番地3、3931番地3、3932番地、3933番地1、4～13、3935番地3、9～19、3936番地3、3939番地3～5、3940番地1、2、3941番地～3969番地2、3970番地、3971番地、3981番地～4498番地、5001番地～5003番地	木太
古高松南	春日町、新田町、高松町861番地、863番地2、870番地、871番地、873番地、876番地、877番地、879番地、880番地、883番地、884番地(1～4を除く)、前田西町758番地～760番地、762番地(762番地1を除く)、763番地2	古高松
屋島東	屋島東町1番地～1464番地、1780番地、1832番地	屋島
屋島西	屋島西町1番地～815番地、2121番地～2254番地、2263番地、2264番地、2267番地～2325番地、2420番地、2421番地、2444番地～2566番地	
木太北部	木太町2018番地～2839番地1、2841番地、2846番地～2848番地、2849番地1、6～8、13、2856番地1、2858番地2、3058番地2～8、3058番地10～3063番地1、3063番地3～3064番地1、3～7、3064番地10～3065番地1、3078番地～3092番地1、3～22、3092番地29～3181番地、3186番地～3294番地、3302番地、3393番地～3400番地、3402番地～3404番地21、4542番地～4588番地、4617番地1、4617番地3～4618番地1、4618番地3～4646番地	玉藻
塩江	塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第1号、塩江町安原下第2号、塩江町安原下第3号	塩江

高松市小・中学校区一覧表

(平成30年6月28日現在)

小学校	校区内町名番地	中学校
牟礼	牟礼町大町668番地～670番地、678番地2・3・5・6、814番地1・2・6・7、1409番地～2295番地(1418番地1・2、1703番地1・76・82を除く)、2385番地5・23、2386番地、2387番地1・25・26・30・31・32・33、2409番地3～2410番地、2445番地4～2575番地(2462番地1を除く)、2584番地～2592番地、2598番地、牟礼町牟礼1番地～627番地、639番地～662番地、732番地5～789番地、791番地、849番地2・3・7・12～19、852番地2、853番地2～969番地、970番地1、971番地1、972番地～1020番地1(1011番地2・4～9、1013番地1、1014番地1・2・5・6を除く)、1020番地4、1027番地～1030番地6(1030番地2を除く)、1032番地1、1040番地3、1041番地3、1088番地3・11・12、1094番地3、1095番地～1225番地、1239番地～1259番地、1308番地15、1309番地～1317番地、1356番地、1358番地5、1359番地～1365番地2(1360番地2を除く)、1366番地1・2、1402番地2～1432番地3、1448番地～1630番地5、1630番地8・39～42、1631番地、1632番地3・6、1635番地～1648番地1(1647番地2を除く)、1662番地、1663番地、2078番地3・7、2082番地4・5、2083番地、2105番地～2115番地(2114番地2、2115番地2を除く)、3723番地～3731番地	牟礼
牟礼北	牟礼町牟礼(牟礼小学校区を除く)	
牟礼南	牟礼町大町(牟礼小学校区を除く)、牟礼町原	
庵治	庵治町(庵治第二小学校区を除く)	庵治
庵治第二	庵治町6034番地1～6096番地	
大野	香川町大野、香川町寺井	
浅野	香川町浅野(川東小学校区を除く)	
川東	香川町浅野1293番地6、49～78、83、84、88、90～101、1321番地24～35、38、39、42～48、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町東谷、香川町安原下第1号、香川町安原下第3号	香川第一
香南	香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井、香南町吉光	香南
国分寺北	国分寺町国分、国分寺町新居	
国分寺南	国分寺町柏原、国分寺町新名、国分寺町福家甲、国分寺町福家乙	国分寺

高松市小・中学校区一覧表

(平成30年6月28日現在)

小学校	校区内町名番地	中学校
-----	---------	-----

注1 平成20年4月1日紫雲中学校校区修正に伴う経過措置について

高松市立紫雲中学校の通学区域のうち、錦町一丁目1番、2番、5番、6番、番町一丁目1～9番、玉藻町、丸の内1～11番、内町1～3番、6番、7番、寿町一丁目、寿町二丁目、西の丸町、西内町、丸亀町、兵庫町、古新町、磨屋町、紺屋町、鍛冶屋町については経過措置として高松第一中学校への指定変更を認める。

注2 平成20年4月1日光洋中学校校区修正に伴う経過措置について

高松第一中学校(旧光洋中学校)の通学区域のうち、松島町、観光町503番地13～16、18、505番地1、5～7、9、509番地1、510番地～538番地、539番地1、5については経過措置として玉藻中学校への指定変更を認める。

*注3 平成20年11月1日太田第2土地区画整理事業施行に伴う小中学校区修正に伴う経過措置について

1 在校生に対する経過措置

平成20年11月1日以降において、平成20年度以前に校区修正前の小・中学校に入学している児童・生徒のうち、校区修正対象地区の児童・生徒については、希望すれば保護者の申請により、卒業するまで校区修正前の小・中学校に在籍できるものとする。

2 新入学児童・生徒等に対する経過措置

校区修正対象地区の新入学児童・生徒等は、次の期間については、希望すれば保護者の申請に基づき、校区修正前の小・中学校に新入学又は転入学し、卒業まで在籍できるものとする。

- 経過措置の期間…平成20年11月1日から平成31年3月31日まで

*注4 平成31年4月1日鶴尾校区における学校選択制について

1 鶴尾小学校については、存続し、鶴尾中学校については、閉校とする。

2 鶴尾中学校の閉校に伴い、平成31年4月から、鶴尾校区における中学進学者のうち、公立中学校への進学を希望する者は、桜町中学校、太田中学校、一宮中学校又は香東中学校の4校(以下「周辺4校」という。)から進学校を選択する。

3 平成31年4月から鶴尾中学校の新1年生の入学受入れを停止する。なお、平成31年4月における鶴尾中学校在校生は、引き続き在学することとし、経過措置として、当該在校生の周辺4校への転学を認めるものとする。

4 鶴尾中学校の閉校時期は、当該在校生が卒業する年度末とする。